

国保多古中央病院
からのお知らせ

「介護医療院のショートステイ事業」を終了します

これまで皆さまにご利用いただいていた、介護医療院の空床を利用した「ショートステイ事業」は、3月末をもって受け入れを終了することとなりました。

なお、介護医療院(56床)では、引き続き介護サービスの提供を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。
お問合せ●国保多古中央病院 介護医療院 ☎ 76-2211

知ってる？パークアンドバスライド

空港シャトルバスは多古町と成田空港第2ターミナルの間を1日20往復運行しており、空港では鉄道や高速バスなどへ乗り換えることができます。

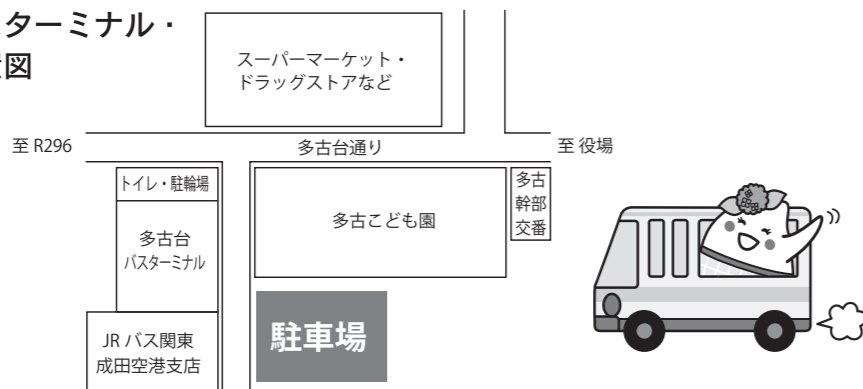
空港シャトルバスや東京駅行き的高速バスなどが発着する「多古台バスターミナル」には無料駐車場があり、マイカーからバスに乗り換える「パークアンドバスライド」に対応しています。乗り物を上手にを使ってスマートに出掛けてみませんか？

空港シャトルバスが断然お得！

成田空港で鉄道などに乗り換えて出掛けるとき

空港への交通手段	費用	空港に到着したら
多古台バスターミナル駐車場にマイカーを駐車し、空港シャトルバスを利用	570円/人 (空港シャトルバス大人往復運賃・IC支払)	空港シャトルバス乗降場所から 空港第2ビル駅(JR・京成)、 高速バスのりば直結
マイカーで空港内の駐車場を利用	2,100円/台 (P-2 駐車料金 3時間 30分～24時間)	立体駐車場からターミナルまで徒歩

多古台バスターミナル・ 駐車場位置図



空港シャトルバスの運行ダイヤはこちら

お問合せ●企画政策課企画政策係 ☎ 76-5417

家具転倒防止器具取付費を補助！

町では、地震などによる家具の転倒・人的被害を軽減するため、転倒防止器具を取り付ける事業を実施しています。

※令和7年4月から補助対象要件を緩和・拡大しています。家具の転倒対策がお済でない方は積極的に活用をご検討ください。

●対象世帯

以下のいずれかに該当し、世帯全員に町税などの滞納がない世帯

① 65歳以上の方で構成される世帯

② 障害をお持ちの方(※)が属する世帯

※身体障害者手帳1級または2級の方、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

●工事方法・補助限度額

申請に基づき、町が業者委託により取り付け工事を行います。

ご自分で工事を依頼してしまうと補助が受けられませんので、ご注意ください。

1世帯1回限りで、補助限度額は1万円です。

お問合せ●総務課交通防災係 ☎ 76-2611



20歳になったら国民年金



- ・公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
- ・日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方などは、国籍に関係なく国民年金に加入することが義務付けられています。
- ・20歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書などにより、国民年金に加入したことをお知らせします。
- ・若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や病気・けがで障害が残ったときや家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- ・原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

学生納付特例制度

学生の方が申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校などに在籍する学生で、制度を受けようとする年度の所得が基準以下であるなどの理由がある方が対象です。

※申請には学生証のコピー(表裏)または在学証明書(原本)が必要です。

免除・納付猶予制度

失業や収入の減少などの理由で保険料の納付が困難な場合、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出して承認されると、保険料が免除または納付猶予されます。

※免除には、全額免除と一部免除があり、一部免除に該当した場合は残りを納付する必要があります。

追納制度

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受領額が少なくなります。これらの期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納めることができ、将来受け取る年金を増額することができます。

※詳しくは下記へお問い合わせください。

お問合せ●ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

●佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442

●住民課国保年金係 ☎ 76-5405

引っ越しの際は忘れずに！



し尿のくみ取りには手続きが必要です

引っ越しなどにより、新たにくみ取り式トイレを利用する方や利用しなくなる方は、手続きが必要です。転入・転出・転居などの届出だけでは自動的に加入や取り消しとはなりません。必ず手続きをお願いします。

手続き場所 東総衛生組合または生活環境課環境係 ※手続きの際には印鑑が必要です。

手続きを忘れた場合 手続きが終わるまでくみ取り作業が行えなかったり、転出・転居後も今まで通りくみ取りが行われ、料金が発生することがあります。

お問合せ●東総衛生組合 ☎ 0479-62-0794 生活環境課環境係 ☎ 76-5406

し尿収集業務委託の業者変更について

4月1日から、し尿収集業者が変更となります。※業務内容に変更はありません

し尿収集業者	担当地区
(株)五十嵐商会 横芝光町木戸9842-3 電話番号：0479-84-1119	多古町全地域

お問合せ●東総衛生組合 ☎ 0479-62-0794